

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和 5 年 7 月

林野庁木材利用課

クリーンウッド法制定の経緯

- ❑ 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止等森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるほか、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- ❑ グレンイーグルスサミット（平成17年）などで**違法伐採問題への対応の機運が高まり、各国で関連法が制定**。我が国も伊勢志摩サミット（平成28年）で発信すべく、法制定に向けて議論。
- ❑ **合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）**は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、**平成28年に**議員立法として**成立**（平成29年5月施行）。

■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

平成17（2005）年 グレンイーグルスサミット（英国）

「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記
我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明

平成18（2006）年 グリーン購入法基本方針改定
「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定

政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定

平成20（2008）年 洞爺湖サミット
欧米等における法律の制定

首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記

（米）レイシー法（平成20年）
（欧）EU木材規則（平成25年）
（豪）違法伐採禁止法（平成26年）

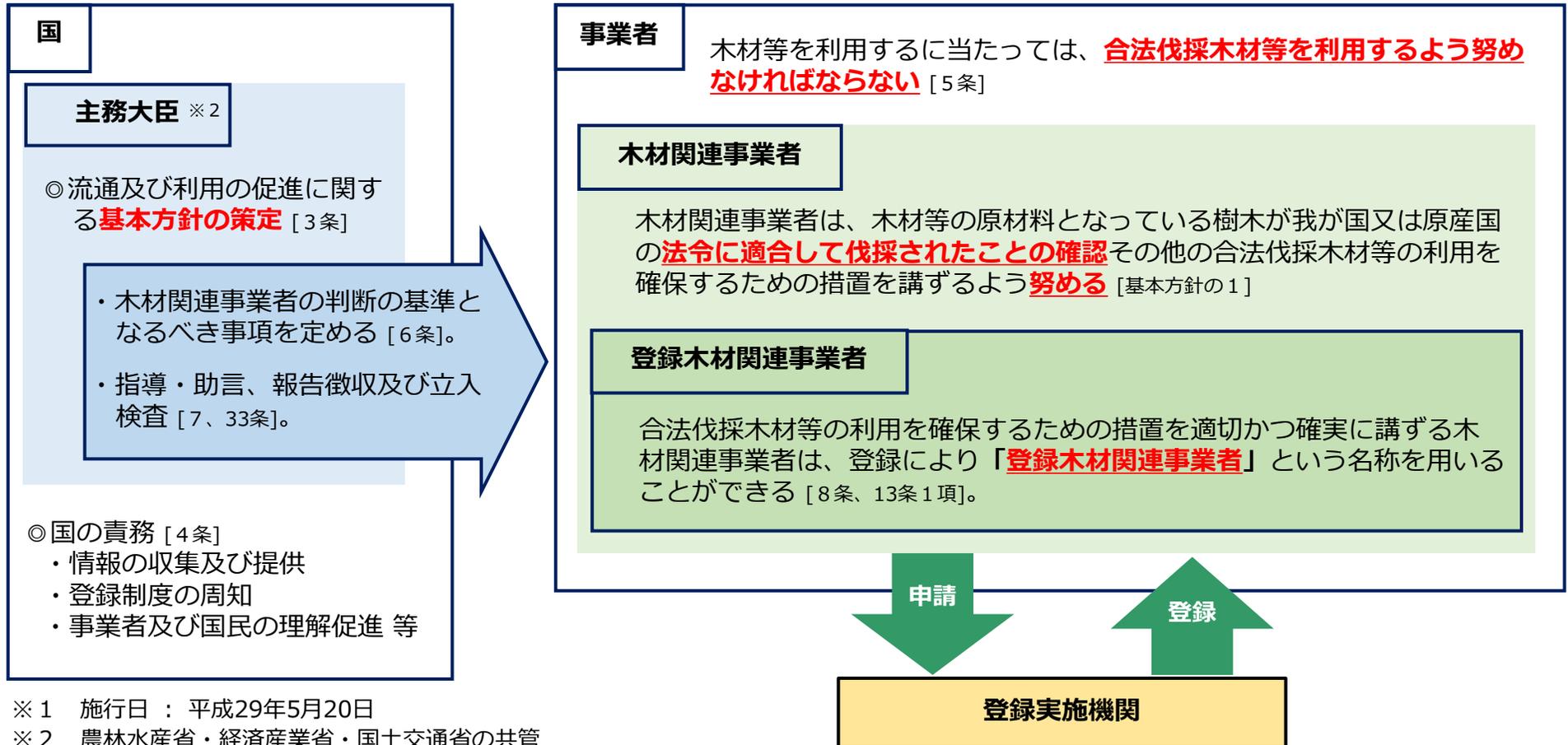
平成28（2016）年 **クリーンウッド法成立**
伊勢志摩サミット

首脳宣言で違法伐採の根絶への対応を明記

現行クリーンウッド法の概要

- **事業者**は、木材等を利用するに当たっては、**合法伐採木材等を利用するように努めなければならない**旨を規定。
- **木材関連事業者が取り組むべき措置**として、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の**法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）**等を規定。
- 取り組むべき措置を**確実に講ずるもの**は、主務大臣が登録した登録実施機関による**登録を受けることができる**。
- 附則において、**施行後5年を目途**として、**施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる**ことを規定。

□ 現行クリーンウッド法※¹の基本的な仕組み



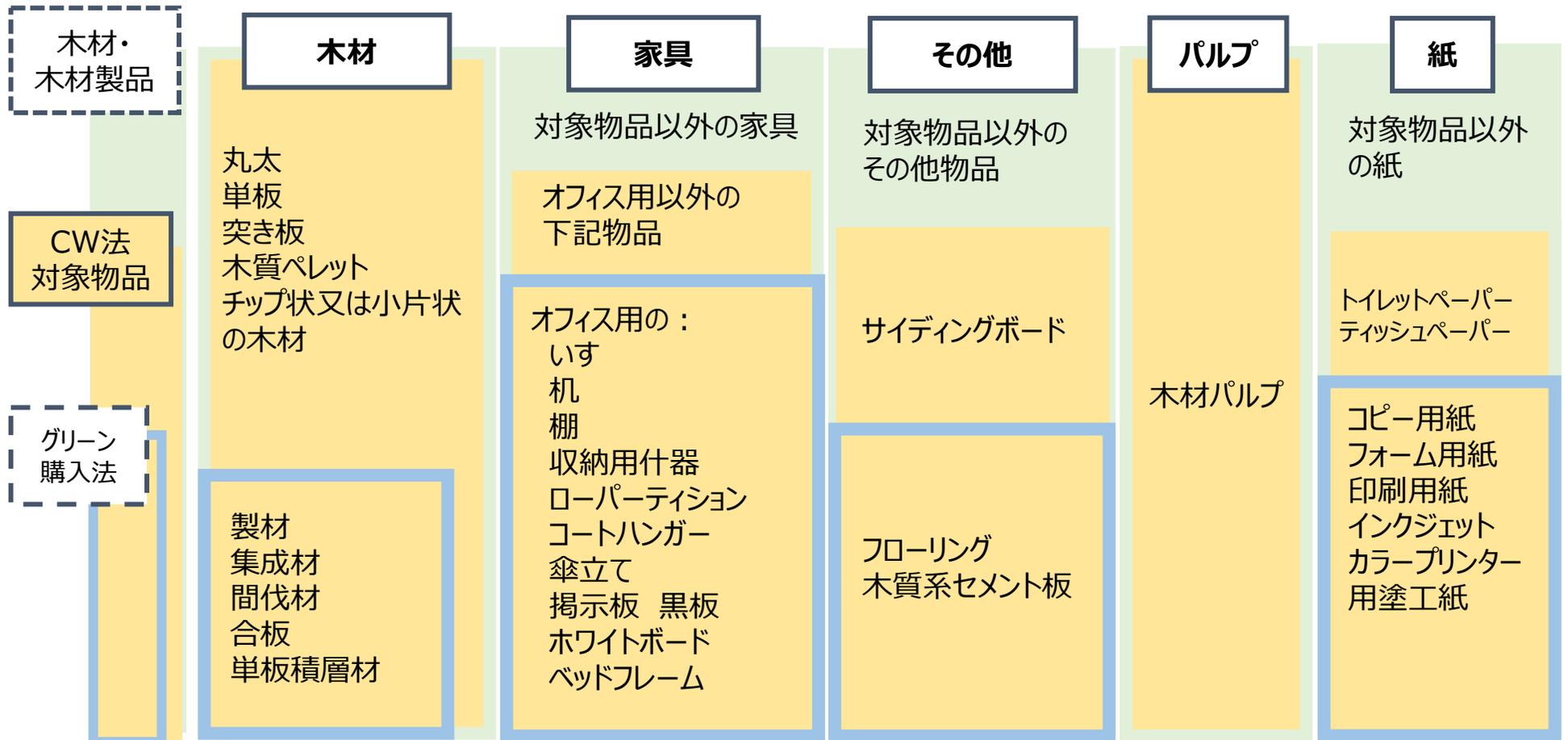
※ 1 施行日：平成29年5月20日

※ 2 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

現行クリーンウッド法の対象物品

- 木材等：**木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品**（リユース、リサイクル品を除く）。

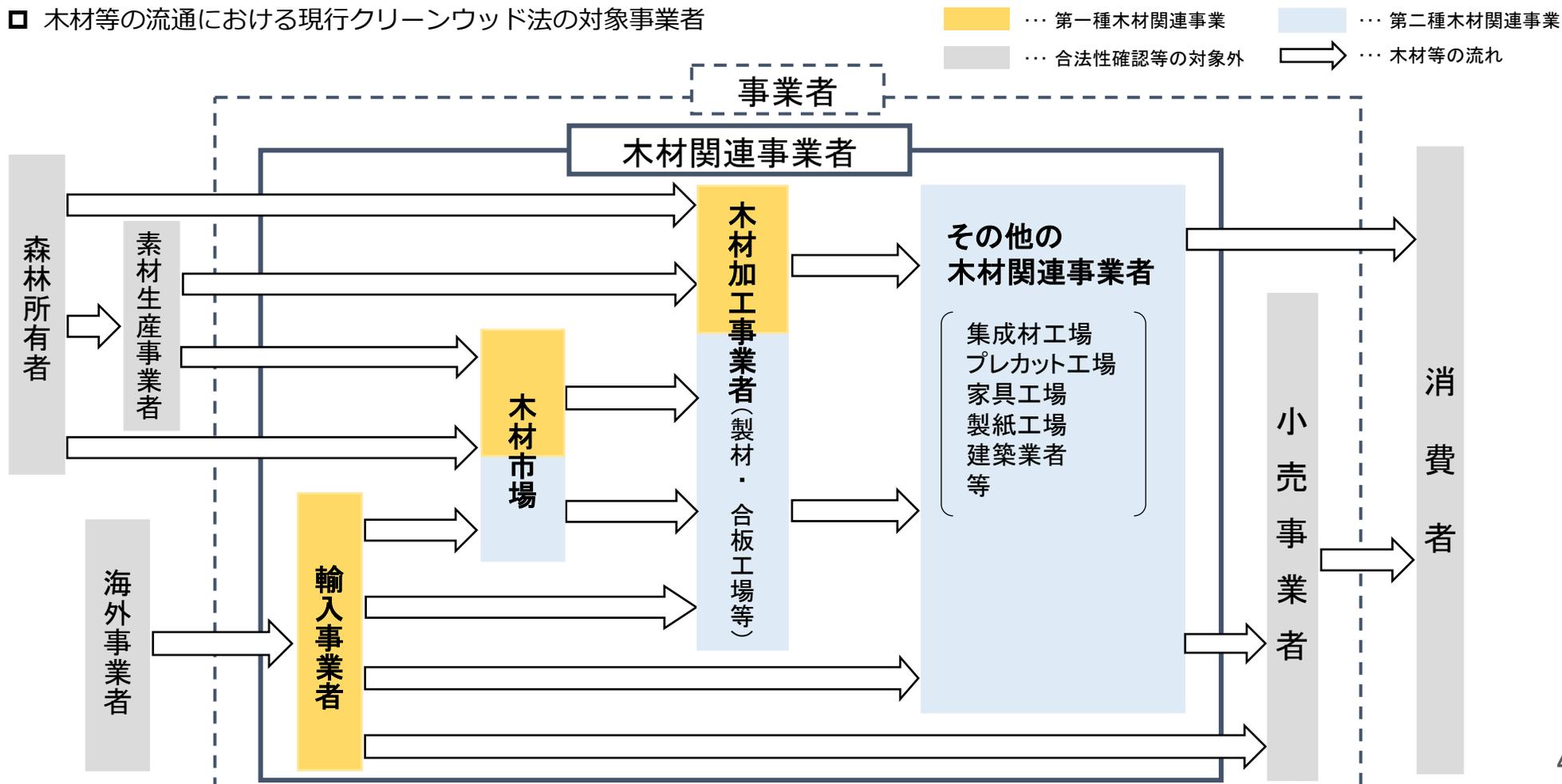
□ 現行クリーンウッド法の具体的な対象物品



現行クリーンウッド法の対象事業者

- 木材関連事業者：木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売（消費者に対する販売を除く。）、利用等の事業を行う者。
- **第一種木材関連事業**：**樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業、木材等の輸入を行う事業。**
- 第二種木材関連事業：第一種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者。

□ 木材等の流通における現行クリーンウッド法の対象事業者



現行クリーンウッド法の施行状況（制度の普及啓発等）

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、林野庁において、情報提供サイト「**クリーンウッド・ナビ**」を開設し、制度の概要や主要な木材輸出国等の木材の伐採に関する法令情報等を提供。
- 木材関連団体等の協力を得て、一般消費者を含めた普及啓発活動や、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等を実施。
- 令和3年に実施したアンケート調査によると、**第一種木材関連事業者は取り扱う木材等の約8割について合法性を確認できた**と回答。

林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)



- ・ クリーンウッド制度の解説、登録木材関連事業者に関する**登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A**、分かりやすい動画等の発信のほか、問合せ窓口を設置。
- ・ 国別情報として、**35の国や地域**（令和4年12月現在）について、**木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例**等を掲載。
- ・ 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。



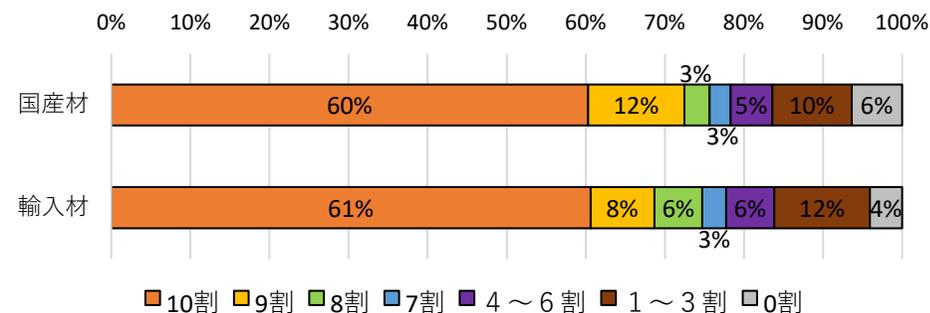
普及啓発活動等

合法伐採木材等の利用を促進するための国・登録実施機関・業界団体等からなる協議会（H29-R3：38回）、一般消費者も参加する展示会等（同58回）、木材関連事業者向けのセミナー（同347回）を開催。



（左）展示会における普及活動の様子（令和3年度、東京都）
（右）木材関連事業者向けのセミナーの様子（令和3年度、青森県）

合法性が確認できたとする第一種木材関連事業者



出典：林野庁「クリーンウッド法定着実態調査（令和3年実施）」

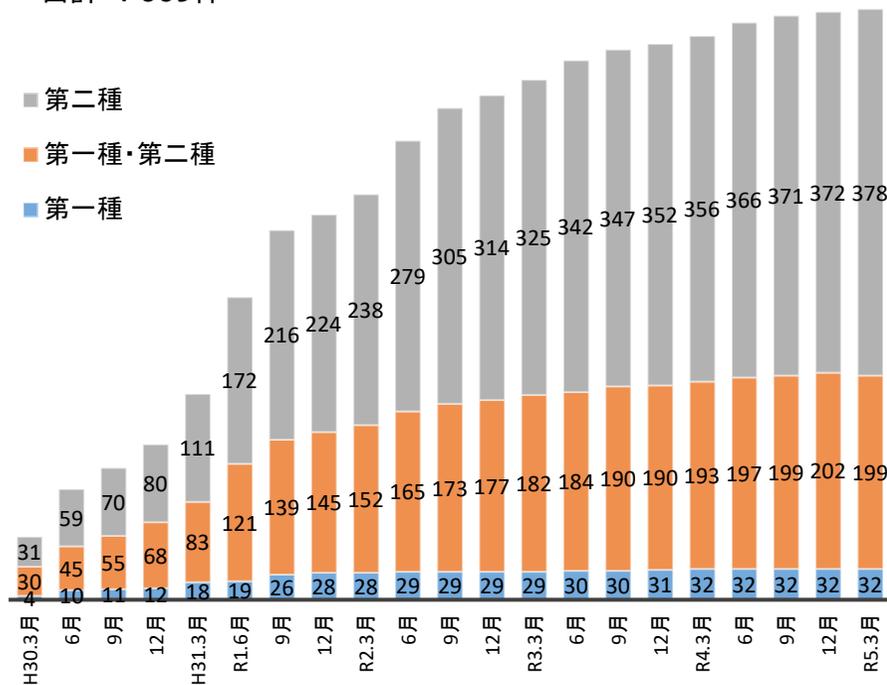
現行クリーンウッド法の施行状況（登録木材関連事業者の動向）

- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる登録木材関連事業者の登録件数は、約600件（令和4年12月末現在）。
- **登録木材関連事業者は、取り扱う木材のうち第一種で96%、第二種で92%について合法性が確認された木材**を取り扱っており（令和3年度）、合法伐採木材を積極的に取り扱う傾向。
- 登録木材関連事業者への優遇措置として、補助事業における加点等を措置。

登録木材関連事業者の登録件数の推移

【令和5年3月31日現在】

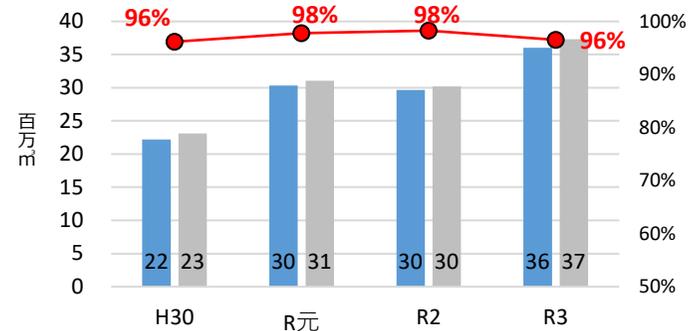
- 第一種のみ登録：32件
- 第一種・第二種の登録：199件
- 第二種のみ登録：378件
- 合計：609件



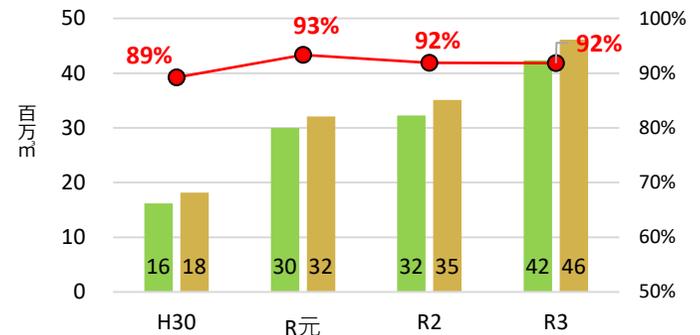
出典：林野庁業務資料

登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の割合

- 第一種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第一種登録木材関連事業者の木材の取扱量



- 第二種登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量
- 第二種登録木材関連事業者の木材の取扱量



違法伐採対策に関する各国の動向

- 世界的には、G7 関連会合やAPEC林業担当大臣会合において深刻化する地球規模の環境問題への注目が高まる中、違法伐採も話題に。
- 各国においても、**違法伐採対策に関する法令を制定又は改正する動き**。**EU、豪州では**、市場における最初の出荷者等に対し、**違法伐採のリスクの確認等（デュー・デリジェンス）の義務**を課している。
- **我が国としても、より積極的に違法伐採対策を講ずる必要**。

□ 国際社会における違法伐採議論

- G7 農業大臣会合 コミュニケ（2022年5月）（抜粋）
 パラ25 恒常的な森林の喪失は、気候、生物多様性、土壌ひいては、食料安全保障や栄養を脅かす主たるものである。そのため、持続可能な方法で管理された森林において生産され、合法的に収穫された木材製品の消費促進にコミットする。
 （以下略）
 - 第5回 APEC林業担当大臣会合 議長声明（2022年8月）（抜粋）
6. 会合では、以下の重要な課題が取り上げられた。
- c) 各エコノミーにおける効果的な政策の確立と実施、APEC エコノミー間での情報と優良事例の共有、合法的な木材の取引の促進により、違法伐採や関連の取引への対策のための協力関係を強化する。
 - d) 違法伐採対策、EGILAT やその他のイニシアティブへの共同参加を通じて合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を更に強化する。

□ 各国の制度

| | |
|----|--|
| EU | <ul style="list-style-type: none"> • EU市場における最初の木材の取扱者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を取引した場合に罰則あり |
| 豪州 | <ul style="list-style-type: none"> • 木材輸入業者、国産丸太加工業者を対象 • 違法伐採のリスクの確認義務を課す（デュー・デリジェンス） • デュー・デリジェンスの不履行の場合、違法伐採木材を輸入又は加工した場合に罰則あり |
| 米国 | <ul style="list-style-type: none"> • 木材の輸出入、売買を行う全ての者を対象 • 違法伐採木材を取り扱わないよう十分な注意義務を課す • 違法伐採木材を取引した場合に罰則あり |
| 韓国 | <ul style="list-style-type: none"> • 木材輸入業者を対象 • 木材の合法性証明書類を提出しなければ輸入を禁止 |
| 中国 | <ul style="list-style-type: none"> • 2020年の森林法改正により違法伐採木材の購入、加工、輸入に対する規制を措置し、その詳細である施行規則を検討中 |
| NZ | <ul style="list-style-type: none"> • これまで法制度はなかったが、新たに合法性を担保する制度の導入を検討中 |

合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

- 合法伐採木材等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、令和3年9月から学識関係者や業界関係者等から成る検討会を開催。
- 木材関連団体やNGO等に対するヒアリング等を実施しつつ議論を重ね、令和4年4月に「中間とりまとめ」を整理。クリーンウッド法について一定の成果があったとした上で、課題や今後の方向性を指摘。

□ 検討会委員

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 青木 富三雄 | (一般社団法人住宅生産団体連合会) |
| 岡田 清隆 | (日本木材輸入協会) |
| 久保山 裕史 | (国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所) |
| 立花 敏 (座長) | (国立大学法人筑波大学) |
| 塚本 愛子 | (公益財団法人高知県のいち動物公園協会) |
| 飛山 龍一 | (全国森林組合連合会) |
| 松田 俊一 | (一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会) |
| 森田 一行 | (一般社団法人全国木材組合連合会) |

□ 開催状況 (令和3年9月～令和5年1月)

| | | |
|-------|-----------|---|
| 【第1回】 | 令和3年9月29日 | 検討会メンバーからの話題提供 (1) |
| 【第2回】 | 10月11日 | 検討会メンバーからの話題提供 (2) |
| 【第3回】 | 10月25日 | NGO等からのヒアリング (認定NPO法人 FoE Japan、(公財)世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)、(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)) 登録実施機関との意見交換概要報告 |
| 【第4回】 | 11月10日 | 木材関連事業者・業界団体ヒアリング① ((一社)全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、全国素材生産業協同組合連合会、国産材製材協会、日本集成材工業協同組合) |
| 【第5回】 | 11月29日 | 木材関連事業者・業界団体ヒアリング② (日本合板商業組合、(一社)全国建具組合連合会、(一社)日本建設業連合会、日本製紙連合会、(一社)日本型枠工事業協会、全国建設労働組合総連合) |
| 【第6回】 | 12月10日 | 木材関連事業者・業界団体ヒアリング③ ((一社)日本家具産業振興会、(一社)日本木材輸出振興協会) 素材生産事業者等への調査報告 |
| 【第7回】 | 令和4年1月13日 | これまでの議論の振り返り |
| 【第8回】 | 3月2日 | とりまとめの議論 |
| 【第9回】 | 令和5年1月23日 | 中間とりまとめ等を踏まえた見直しの方向性について報告 |

□ 「中間とりまとめ」の概要

| 主な課題 | 実効性確保に向けた今後の方向性 |
|---------------------------|--|
| ①制度への理解、木材関連事業者の参画が不十分 | <p><制度への参加者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> 普及活動等を通じ、制度に参画する木材関連事業者を拡大すべき。 第一種木材関連事業者に対する合法性確認の義務化も選択肢。 消費者に対する普及は、「木づかい運動」等との連携も効果的。 |
| ②流通段階やリスクに応じたメリハリのある対応が必要 | <p><国内市場における木材流通の最初の段階での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要。 輸入木材等については、税関との連携なども検討すべき。 国産材については、素材生産事業者の関与も検討すべき。 <p><流通のその他の段階(川中・川下)での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 川中・川下の木材関連事業者の役割は、合法性の確認情報の連鎖。 川中・川下の木材関連事業者や消費者から、川上に合法性が確認された木材等をしっかり求めていくことが重要。 <p><リスクを踏まえたメリハリのある対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入木材等については、違法伐採に係るリスク度合いを考慮した対応が重要。 国際機関やNGO等の情報も活用し、政府が伐採国等に関する情報を収集し、木材関連事業者に分かりやすく提供すべき。 |
| ③事業者による合法性確認に関するルールが不明瞭 | <p><合法性確認の手法の明確化></p> <ul style="list-style-type: none"> 木材関連事業者が合法性の確認を行う際の内容やルール、手法について、政府が指針等を示すべき。 <p><合法性確認木材等とそれ以外の木材等の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> 合法性が確認された木材等を選択できる環境を整備する必要。 最終的には全て合法性が確認された木材等とすべきであるが、当面は分別管理を適切に行っていく必要。 |
| ④業界団体やNGO等との連携が必要 | <p><CW法の執行等の仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が合法性確認の実施状況を把握し、必要に応じて適切な措置をとる必要。 業界団体、NGO、有識者などとの連携が重要であり、それぞれの役割を明確にして取り組んでいくべき。 |
| ⑤木材関連事業者の負担への配慮が必要 | <p><類似制度との整理></p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法及び林野庁ガイドライン等との整理を図る必要。 <p><デジタル技術の活用等></p> <ul style="list-style-type: none"> 木材関連事業者の負担軽減のため、ペーパーレス化を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべき。 |

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化**が必要。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し**、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認**、②**記録の作成・保存**、③**情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し**、当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

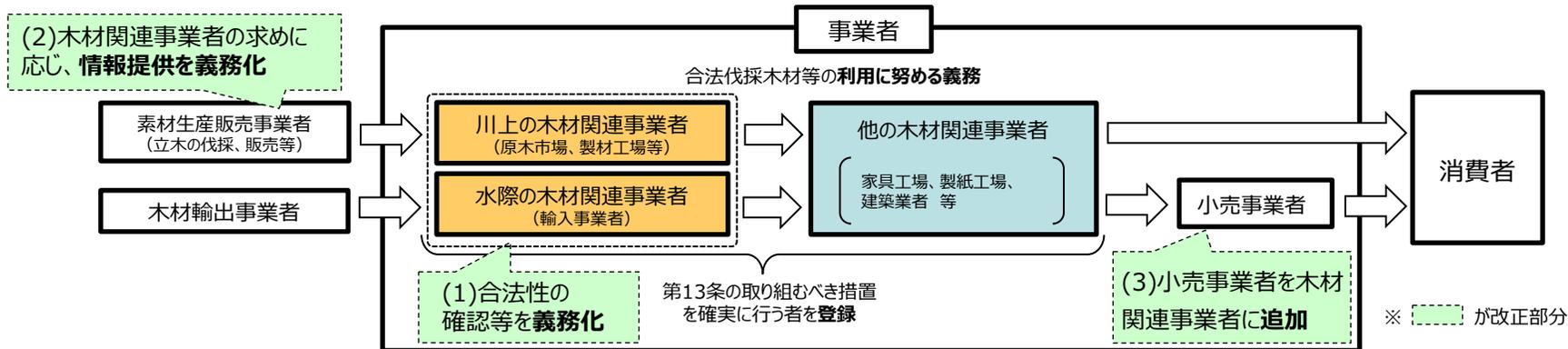
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加**し、登録を受けられることができるよう措置（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日



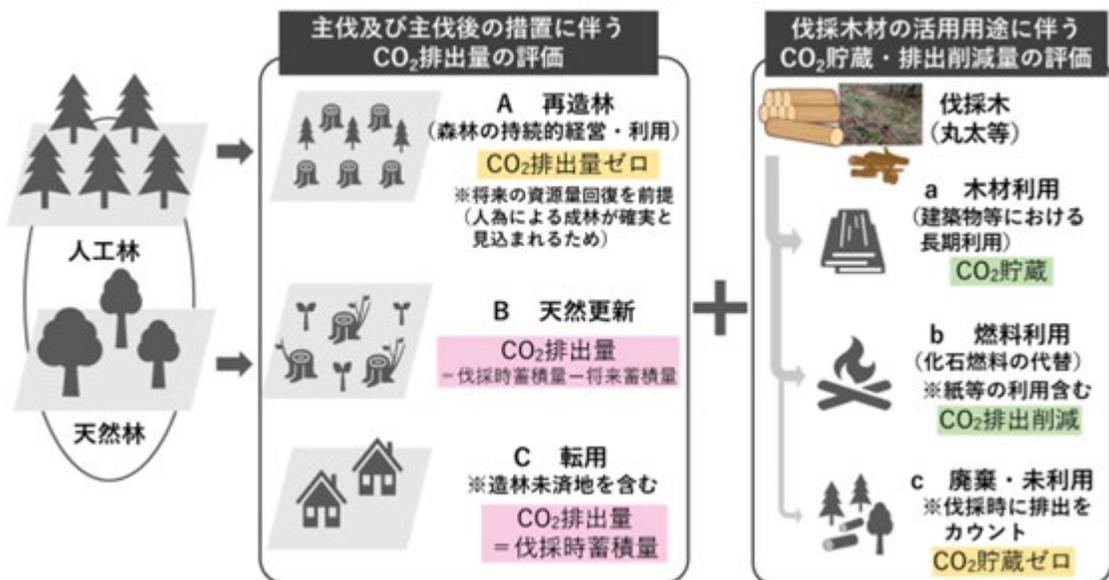
森林等への投資を巡る環境変化

- **世界的に**、気候変動対応や生物多様性等の環境を考慮する**ESG投資の流れが加速**。
- 米国等では、長期的な収益確保を期待する森林投資が存在。**国内では**、これまでほとんど事例はなかったが、**環境貢献への効果を追い風に、森林等への投資期待の高まり**。
- 農林漁業法人等投資育成制度による投資対象の林業分野への拡大、改正地球温暖化対策推進法による森林保全等を投資対象に含む官民ファンドの設立予定など、**森林等に対する投資環境整備が推進**。
- 令和4年6月には、「森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会」により、「**カーボンニュートラルの実現等に資する森林等への投資に係るガイドライン 中間とりまとめ**」が示され、**その中で、「カーボンニュートラルへの貢献度」や「生物多様性確保へのインパクト」等についての簡便な評価手法を提示**。

□ 森林等への投資プロジェクトの評価手法

(1)カーボンニュートラルへの貢献度評価

①主伐及び主伐後の措置に伴うCO₂排出量の評価、②伐採木材の活用用途に伴うCO₂貯蔵・排出削減量の評価を個別又は合算して総合的に評価。



(2)生物多様性保全等への貢献度評価

森林・林業基本計画で定める「森林の有する公益的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」の施策の方向に合致しているかどうかを定性的に確認。

① 森林の公益的機能の維持・発揮に直接つながる事項

- ・ 主伐箇所以外を含む投資プロジェクト全体の適切な森林施策の実施
- ・ 森林認証制度の取得状況等
- ・ **クリーンウッド法の登録や合法伐採木材等の取扱い** など

② 森林・林業・木材産業に関する投資プロジェクトの特性を踏まえた事業の安定性確保の確認に資する事項

- ・ 森林経営計画の作成
- ・ 造林の省力化・低コスト化
- ・ 労働安全衛生や労働環境改善
- ・ 地域貢献

など

SDGsをキーワードとしたサプライチェーンの連携

- 森林・林業・木材産業は、目標15「陸の豊かさを守ろう」を中心に、様々なSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）に貢献。
- 環境問題など持続可能性への関心の高まりから、林業・木材産業関係者に加え、様々な主体による森林との多様な関わりが広がっている。森林の整備・保全や地域活性化にもつながっており、「SDGs」をキーワードとした持続可能なサプライチェーンを構築する好機。



注1: アイコンの下の文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

2: このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

木材関連事業者の登録制度のご案内

登録制度とは？

- 合法性の確認等の措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を行います
- 登録木材関連事業者の登録件数は、約600件です

登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます

登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化
- 法律に位置づけられた事業者として社会的評価が向上
- 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者として信頼性が向上



(一社) 全国木材組合連合会作成

- 登録関連情報：林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に下記の情報を掲載
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>：上記PR資料内の二次元バーコードからもアクセス可能)



・登録に関するパンフレット



・登録実施機関一覧



・登録木材関連事業者一覧

